

財団法人 日本特産農作物種苗協会

役員給与規程

昭和44年	5月	2日	制定
昭和49年	5月	13日	一部改正
昭和50年	1月	22日	一部改正
昭和50年	11月	12日	一部改正
昭和54年	5月	25日	一部改正
平成10年	4月	1日	一部改正
平成11年	11月	22日	一部改正
平成12年	11月	29日	一部改正
平成15年	4月	1日	一部改正
平成15年	10月	17日	一部改正
平成17年	11月	1日	一部改正
平成21年	12月	3日	一部改正
平成22年	12月	1日	一部改正
平成24年	3月	30日	最終改正

(趣旨)

第1条 財団法人日本特産農作物種苗協会（以下「協会」という。）の役員
の給与に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(常勤役員給与の種類)

第2条 協会の常勤の役員（以下「常勤役員」という。）の給与は、俸給、
通勤手当及び期末手当とする。

(俸給月額)

第3条 常勤役員俸給の月額は、理事会の承認を得て、理事長が別に定め
るものとする。

(俸給の支給)

第4条 常勤役員の俸給は毎月1回、その月の16日（その日が日曜日に当たるときは、その前日（その繰り上げた日が休日に当たるときはその前日）。以下、これらの日について規定している場合について同じ。）にその月の月額の一部から租税公課、社会保険の個人負担及びこれらに準ずるものを控除した金額を現金で支払う。

（俸給の計算）

第5条 月の途中で異動を生じた常勤役員のその月に係る俸給の額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基準として日割計算によって支給する。

（通勤手当）

第6条 通勤手当は交通機関を利用して通勤する常勤役員に対し、毎月、その者の6ヶ月定期券等運賃の6分の1に相当する額を支給する。

（期末手当）

第7条 常勤役員の期末手当は、6月15日及び12月5日（以下、この条において、これらの日を基準日という。）に在職する役員にたいして、それぞれ6月15日、及び12月5日（これらの日が日曜日に当たるときは、それぞれの前々日、土曜日に当たるときはそれぞれの前日）に支給する。これら基準日前1ヶ月以内に退職し、又は死亡した役員についても同様とする。

2. 常勤の役員の期末手当の額は、それぞれの基準日現在において常勤役員が受けるべき俸給の月額に、6月15日に支給する場合には100分の167.5、12月5日に支給する場合には100分の187.5を乗じて得た額に、支給日以前6月以内の期間における者の別表に掲げる在職期間に乗じて得た金額とする。

3. 理事長が必要と認めた場合は1年を通じ俸給月額1ヶ月相当額の範囲内で臨時に支給することができる。

（非常勤役員の給与）

第8条 協会の非常勤の役員の給与の額は、毎年度予算の範囲内で理事長が定める。

附 則

この規程は、昭和44年5月2日から実施する。

附 則

この規程は、昭和49年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、昭和50年1月22日から実施し、同49年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和50年11月12日から実施し、同年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和54年5月25日から実施し、同年12年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成11年11月22日から実施し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成12年11月29日から実施し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成14年11月15日から実施し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成15年5月1日から実施し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成15年10月17日から実施し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年11月1日から実施し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年12月3日から実施し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から実施し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年3月30日から実施し、平成23年4月1日から適用する。

(別 表)

6月15日・12月5日支給	割 合
6 ヶ 月	100分の100
5ヶ月以上6ヶ月未満	100分の80
3ヶ月以上5ヶ月未満	100分の60
3ヶ月未満	100分の30

役員俸給

理事長	591,000円
専務理事	486,000円

(平成23年4月1日以降適用)